

マネーロンダリングについての方針

株式会社 関西エアポートエージェンシーは、両替事業者としてマネーロンダリング及びテロ資金供与防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、下記の様に取り組みます。お客様にはお手数をお掛け致しますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 10万円以上（100万円未満）ご両替時
所定の用紙に、お客様のお名前、お電話番号のご申告またはご記入のご協力をお願い申し上げます。
2. 100万円以上ご両替時
公的身分証明書のご提示、及び当社所定の用紙にお名前、ご住所、生年月日等のご記入、確認をさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。
(詳細につきましては、スタッフにご確認下さい。)

※当社はマネーロンダリング防止に係る法令を遵守し、継続的に態勢改善に努めて参ります。

尚、ご提示頂きました公的身分証明書の写し等個人情報の取り扱いにつきましては、金融機関による犯罪収益移転防止法以外の目的には一切使用致しません。

※犯罪収益移転防止法が平成19年3月に制定され、平成20年3月1日に施行されています。

以上